

## 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 1 改正理由

学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に進めることを趣旨として、令和7年6月18日付けで「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第68号)が公布され、学校教育法(昭和22年法律第26号)の改正により、組織的な学校運営及び指導の促進に向けた「主務教諭」の職の創設が行われることとなった。

これを踏まえ、東京都教育委員会としては、都独自の職として平成21年度から主幹教諭と教諭の間に任用している「主任教諭」を改正学校教育法で新設された「主務教諭」に位置付けることとし、名称は引き続き主任教諭として運用するべく、規則の改正を行う。

### 2 改正の対象となる条例・規則

東京都立学校の管理運営に関する規則(昭和35年東京都教育委員会規則第8号)

### 3 改正内容

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和8年4月1日

### 5 その他

本案決定後、知事に公報登載を依頼する。

第一号議案

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公  
布する。

令和八年一月十五日

東京都教育委員会

公

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年

月 日

東京都教育委員会

## ● 東京都教育委員会規則第 号

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 主務教諭は、生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

第十条の三に次の四項を加える。

4 学校の実情に照らし必要があると認めるとときは、生徒の養護をつかさどり、及び

命を受けた学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う  
主任教諭を置くことができる。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかわらず、主任養護教諭とする。

6 学校の実情に照らし必要があると認めるとときは、生徒の栄養の指導及び管理をつ

かさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に關し教諭その他の職員間ににおける総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

7 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第十四条の二中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第三十条中「並びに第十条の二第二項」を「、第十条の二第二項並びに第十条の三第二項、第四項及び第六項」に改める。

第三十八条第一項中「において」の下に「、第七条第一項中「第六十二条」とあるのは「第八十二条」とを加え、「児童及び生徒」を「幼児、児童及び生徒」と、同条第五項中「第六十二条」とあるのは「第八十二条」と、第十条の三第二項、第四項及び第六項中「生徒」とあるのは「幼児、児童及び生徒」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(制定理由)

備する必要がある。  
主務教諭の職を都立学校に設置するとともに、名称を主任教諭にするほか、規定を整

東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和二十五年東京都教育委員会規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案		現行
目次（現行のとおり）		目次（略）
第一条から第十条の一まで（現行のとおり）		第一条から第十条の一まで（略）
（主任教諭等）		（主任教諭等）
第十条の二　学校に <u>主務教諭</u> を置くことができる。		第十条の二　学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、 <u>主任教諭</u> を置くことができる。 (新設)
2 <u>主務教諭</u> は、生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に關し教諭その他の職員間ににおける総合的な調整を行 う。		2　（新設）
3 <u>主務教諭</u> の職名は、主任教諭とする。		
4　学校の実情に照らし必要があると認めるときは、生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に關し教諭その他の職員間ににおける総合的な調整を行う <u>主務教諭</u> を置くことができる。		2　学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、 <u>主任養護教諭</u> を置くことができる。
5　前項に規定する <u>主務教諭</u> の職名は、第二項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。		（新設）
6　学校の実情に照らし必要があると認めるときは、生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に關し教諭その他の職員間ににおける総合的な調整を行う <u>主務教諭</u> を置くことができる。		3　学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、 <u>主任栄養教諭</u> を置くことができる。
7　前項に規定する <u>主務教諭</u> の職名は、第二項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。		（新設）

第十条の四から第十四条まで (現行のとおり)

(授業時間の割り振り)

第十四条の二 学校は、委員会が別に定める基準に該当する場合を除き、所属する主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教諭の授業時間を、休業日を除く全ての曜日に割り振らなければならない。

第十四条の二から第二十九条まで (現行のとおり)

(準用規定)

第三十条 第四条、第五条（第三項を除く。）、第六条から第十条の三まで、第十条の四第一項、第十条の五第一号、第四号及び第五号、第十条の六第一項及び第四項、第十条の七から第十二条の十一まで、第十三条及び第十四条、第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに第二十七条の規定は、小学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十九条及び単位制高等学校教育規程（昭和六十二年文部省令第六号）第八条の規定に基づく高等学校」とあるのは「第二十九条の規定に基づく小学校」と、第六条中「第一百四条第一項で準用する施行規則第六十二条」とあるのは「第六十二条」と、第七条第一項中「第六十二条で準用する法第二十七条第四項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第八条第三項中「生徒」とあるのは「児童」と、同条第五項中「法第六十二条で準用する法第二十七条第六項」とあるのは「法第二十七条第六項」と、第十条第二項、第六項及び第七項、第十条の一第一項並びに第十条の二第二項、第四項及び第六項中「生徒」とあるのは「児童」と、第十条の四第一項中「教務主任、生活指導主任、進路指導主任」とあるのは「教務主任」と、第十一条中「第

第十条の四から第十四条まで (略)

(授業時間の割り振り)

第十四条の二 学校は、委員会が別に定める基準に該当する場合を除き、所属する主幹教諭、指導教諭及び教諭の授業時間を、休業日を除くすべての曜日に割り振らなければならない。

第十四条の二から第二十九条まで (略)

(準用規定)

第三十条 第四条、第五条（第三項を除く。）、第六条から第十条の三まで、第十条の四第一項、第十条の五第一号、第四号及び第五号、第十条の六第一項及び第四項、第十条の七から第十二条の十一まで、第十三条及び第十四条、第十五条から第十九条まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに第二十七条の規定は、小学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十九条及び単位制高等学校教育規程（昭和六十二年文部省令第六号）第八条の規定に基づく高等学校」とあるのは「第二十九条の規定に基づく小学校」と、第六条中「第一百四条第一項で準用する施行規則第六十二条」とあるのは「第六十二条」と、第七条第一項中「第六十二条で準用する法第二十七条第四項」とあるのは「第二十七条第四項」と、第八条第三項中「生徒」とあるのは「児童」と、同条第五項中「法第六十二条で準用する法第二十七条第六項」とあるのは「法第二十七条第六項」と、第十条第二項、第六項及び第七項並びに第十条の一第一項中「生徒」とあるのは「児童」と、第十条の四第一項中「教務主任、生活指導主任、進路指導主任」とあるのは「教務主任」と、第十一条中「第六十条」とあるのは「第二十七条」と、

六十条」とあるのは「第三十七条」と、第十二条の十第一項本文中「生徒」とあるのは「児童」と、第十二条の十第一項第一号中「積立金、生徒会費等」とあるのは「積立金等」と、第十五条第三号及び第十五条の一第一項中「各教科・科目及び各教科以外の教育活動」とあるのは「各教科及び各教科以外の教育活動」とあるのは「各教科及び各教科以外の教育活動」と、第二十二条第二項、第二十二条及び第二十三条の見出し中「生徒」とあるのは「児童」と、第十二条第一項中「退学、停学、訓告、訓戒」とあるのは「退学、訓告、訓戒」と、同条第二項中「退学、停学または訓告」とあるのは「退学又は訓告」と、第二十四条中「退学または停学」とあるのは「退学」と、第二十五条第一項中「生徒」とあるのは「児童」と、第二十六条第一項中「第一百四条第一項で準用する施行規則第五十八条」とあるのは「第五十八条」と読み替えるものとする。

第二十二条から第三十七条の一まで（現行のとおり）

（準用規定）

第二十八条 第四条から第十条の二まで、第十条の四第一項（学年主任に係る規定を除く。）、第十条の五から第十四条の一まで、第十六条から第十九条まで、第二十二条、第二十二条及び第二十五条から第二十七条までの規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、第七条第一項中「第六十二条」とあるのは「第八十二条」と、第八条第二項中「生徒」とあるのは「幼児、児童及び生徒」と、同条第五項中「第六十二条」とあるのは「第八十二条」と、第十条の二第二項、第四項及び第六項中「生徒」とあるのは「幼児、児童及び生徒」と読み替えるものとする。

2から4まで（現行のとおり）

第十二条の十第一項本文中「生徒」とあるのは「児童」と、第十二条の十第一項第一号中「積立金、生徒会費等」とあるのは「積立金等」と、第十五条第二号及び第十五条の一第一項中「各教科・科目及び各教科以外の教育活動」とあるのは「各教科及び各教科以外の教育活動」と、第二十二条第二項、第二十二条及び第二十三条の見出し中「生徒」とあるのは「児童」と、第二十二条第一項中「退学、停学、訓告、訓戒」とあるのは「退学、訓告、訓戒」と、同条第二項中「退学、停学または訓告」とあるのは「退学又は訓告」と、第二十四条中「退学または停学」とあるのは「退学」と、第二十五条第一項中「生徒」とあるのは「児童」と、第二十六条第一項中「第一百四条第一項で準用する施行規則第五十八条」とあるのは「第五十八条」と読み替えるものとする。

第二十二条から第三十七条の一まで（略）

（準用規定）

第二十八条 第四条から第十条の二まで、第十条の四第一項（学年主任に係る規定を除く。）、第十条の五から第十四条の一まで、第十六条から第十九条まで、第二十二条、第二十二条及び第二十五条から第二十七条までの規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、第八条第二項中「生徒」とあるのは「児童及び生徒」と読み替えるものとする。

2から4まで（略）

第二十九条 (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

第二十九条 (略)

別表第一から別表第三まで (略)